

◆授業及び研究指導計画

(教育方法)

第9条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第10条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第12条 研究科の授業科目及びその履修方法は、別表に掲げるとおりとし、履修する授業科目は、あらかじめ指導教員の指示を受けるものとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目につき、所定の履修届をあらかじめ指定された期日までに提出しなければならない。

3 前項の期日までに履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合には、履修を認めることがある。

4 研究科における研究指導については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を許可することがある。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第14条 授業の方法については、大学院学則第9条の規定を適用する。

研究指導計画に関する申合せ

平成18年11月27日

教務委員会了承

大学院保健学研究科の学生について、研究指導計画書の取扱いを次のとおり定めるものとする。

（様式）

- 1 別紙のとおり

（作成及び保管）

- 1 指導教員は、年度初めに学生に対して、研究指導計画書の研究計画を記入させ、指導教員に提出させる。
- 2 指導教員は、学生と十分打合せ等を行い、研究指導計画書に研究指導計画を記入し、当該学生に明示のうえ、保管するものとする。
ただし、指導教員が必要と認める場合は、写し等を学生にも保管させるものとする。

岡山大学大学院保健学研究科 研究指導計画書

【平成 年 月 日 作成】

学生番号		フリガナ 学生氏名 【自署】				
講座又は 学科目名		教育研究 分野名				
課程	修士・博士前期・博士後期	在学年次	年次	入学年度	平成 年度	
出身大学	学部	大学		学部	学科 (年 月 卒業)	
	修士 ※1	大学大学院		研究科	専攻 (年 月 修了)	
		修士論文 題目			学位の名称	
					指導教員名	
研究題目						
研 究 指 導 計 画	指導教員		副指導教員	※2	※2	
	研究計画 (学会発表、論文作成等を含む) : 学生が記入					
	研究指導計画 : 指導教員が記入					
	本欄は各研究科で適宜利用 * 欄が不足する場合は適宜追加可能 * 副指導教員も必要に応じて、教員名を明記して記載することも可					

※1 博士前期課程の学生については、記入不要です。

※2 副指導教員を定めている場合は、記入してください。

15. 岡山大学大学院保健学研究科 長期履修に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院保健学研究科規程（平成16年岡大院保規程第 号）第10条第2項の規定に基づき、標準修業年限（2年）を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(在学期間及び最長在学年限)

第2条 長期履修適用後の在学期間は、博士後期課程にあつては4年、5年及び6年、博士前期課程にあつては3年又は4年とする。

2 最長在学年限は、岡山大学大学院学則第1条第2項に規定する年限とする。

(申請資格)

第3条 長期履修を申請することのできる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とし、博士後期課程にあつては第3年次以降、博士前期課程にあつては第2年次以降に在学する者は、申請できないものとする。

- 一 本研究科に入学する者又は博士後期課程にあつては入学又は進学後2年未満の者、博士前期課程にあつては入学後1年未満の者
- 二 職にある者（臨時的雇用及び非常勤雇用を除く。）

(申請手続)

第4条 長期履修の申請手続は、別に定める長期履修申請書及び勤務先の所属長の承諾書を提出して行うものとする。

2 提出の期間は、別に定める。

(長期履修の期間短縮)

第5条 長期履修の期間短縮は、1回限り、1年間の短縮を認める。

2 期間短縮手続は、短縮を希望する年度の前年度の2月末日までに次の各号に掲げる書類を研究科長に提出して行うものとする。

- 一 長期履修期間短縮申請書（所定様式）
- 二 勤務先の所属長の承諾書（所定様式）

(審査及び許可)

第6条 前2条の申請に係る審査は、教務委員会において行い、研究科教授会の議を経て、研究科長が許可する。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は、学生の長期履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この内規の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。